

22文企広第938号
平成22年12月14日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修

平成22年度諮問第2号

文京区個人情報の保護に関する条例第14条第2項第4号及び同条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 地域包括ケア管理システム情報の目的外利用について
- (2) 災害時要援護者名簿の目的外利用について
- (3) 上記(1)(2)による目的外利用の本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

行方不明高齢者の問題や独居高齢者の孤独死の問題等、家族や地域の繋がりが希薄化する中で様々な問題が顕在化しています。このような中で、高齢者が地域で安心して暮らしていくための地域における見守り体制の整備が区政の大きな課題となっています。

また、高齢者への相談・支援について、より迅速かつ的確に対応するため、高齢者サービス利用状況の一元的な把握が必要とされています。

このため、区では75歳以上の高齢者のうち従前見守りの対象外であった者を訪問し、日常生活の状況、見守り等の希望について聞き取りを行うとともに、各種見守り事業等を紹介します。これにより、個々人の見守りの必要性を把握し、見守り体制の充実を図っていきます。

高齢者の訪問に当たっては、対象者を区の高齢者向けサービス事業の未利用者に限定するため、対象者抽出の際に地域包括ケア管理システム情報（以下、「システム情報」という。）の利用を予定しています（以下「本件利用1」という。）。

さらに、災害時要援護者名簿（以下、「災害名簿」という。）に登載されている者（以下、「災害名簿登載者」という。）のうち、65歳以上で、一人暮らし又は寝たきりの状態にある者について、システム情報に登録のある者に係る災害名簿及び災害時要援護者情報登録申込書の情報を地域包括ケア管理システムに登載することにより、高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行います（以下、「本件利用2」という。）。これらの情報は災害時に支援を求める高齢者等からの申請に基づいて作成されているため、見守りを必要とする者について、区は災害時に災害名簿登載者がどのような支援を必要としているかを総合的に

把握することができ、的確な対応に繋げることが可能となります。

本件利用1及び本件利用2は、いずれも当該情報を見守り活動の一環として利用するものであり、個人情報の目的外利用に当たります。そこで、高齢者が地域で安心して生活できる見守りの実施の観点から、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用すること及び目的外利用をしたことの本人通知の省略について貴審議会のご意見をお伺いします。